

どのような教員配置を行っているか？

1. 保健医療学部の教育課程の編成は、理学療法学科は学部共通科目、専門基礎科目及び専門科目の3分野の科目区分により構成される。柔道整復学科及び鍼灸学科では、これに教職関係科目を加え4分野の科目区分により構成されている。
2. 概ね1年次、2年次は、学部共通科目と専門基礎科目を履修させることにより、論理的思考力を育て、人間について深い理解を促し、生命倫理、人権とその尊厳について幅広く理解し、国際化及び情報化社会に対応できる一般社会人としての深い教養を身に付けるとともに、人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解させることを基本としているが、学生のキャリア意識、モチベーションを高めるために一部専門科目を履修させることとしている。
また、2年次以降においては、主に専門基礎科目と専門科目を履修させる。
3年次においては理論と実践を、4年次においては2年次、3年次から始まる臨床実習で得た知識、技術を基盤として、実習施設等で評価と治療を実践する総合臨床実習を行い、卒業研究において基礎教育、専門教育の総まとめとして学生個々に個別のテーマについて情報収集し、研究計画を立て、研究及び解析を行い、学生の研究能力、解析能力等の育成を図ることとしている。
3. 保健医療学部の主に1年次、2年次の前期で履修する学部共通科目のうち、論理的思考と人間についての深い理解を涵養させる科目、いわゆる、一般教育科目の人文、社会、自然分野については専任教員と兼任教員を配置することを基本とする。一部兼任教員を充てている。
外国語科目の英語及び中国語については専任教員を配置するが、韓国語については兼任教員を充てている。
スポーツ・健康科学科目は主として専任教員を配置している。
総合教養科目の社会的構造に関連する「ストレスと社会」、「少子高齢社会と家族」等については、専任教員を配置する。倫理やコミュニケーションに関する「生命倫理」、「医療倫理」、「コミュニケーション演習」については、一部兼任教員を配置している。
4. 専門基礎科目については、専任教員と兼任教員を中心として、一部兼任教員を充てている。
5. 専門科目については、専任教員と兼任教員を中心として、一部兼任教員を充てている。
6. 教職免許科目の教科科目、教職科目、教育職員免許法施行規則66条の6に関する科目等について必要不可欠な科目については、専任教員を充てている。
7. 医学系基礎科目担当教員は、学生への教員の責任体制を明確にするため、それぞれの専門分野に強く関連する学科に所属させている。
8. 理学療法学科の臨床実習施設は兵庫県、大阪府、京都府、岡山県を中心に配置しているが、本学科の専任教員、実習施設の理学療法士やその他の職員等、多くの教職員の連携協力によって準備されたことから、それ以外の地域にも広がっている。そのため、これらの職員との緊密な連絡調整、充実した臨床実習計画、巡回指導等を専任教員が担当している。
9. 鍼灸学科においては、1年次、2年次に基礎実習を、3年次から総合実習、臨床実習を導入し実習の充実を図ることから、専任教員が担当している。
10. 基礎医学系分野及び専門教育分野の実習を補助する助手を配置し、授業の充実・効率化を図るようにしている。
11. 保健医療学部の平成30年度の専任教員は、下表のとおりであり、その年齢構成については、均衡がとれていると考える。また、本学教員の定年は65歳であるが、大学設置時におい

ては特例として75歳までとしている。

(平成30年5月1日現在、単位：名)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	3	8	6	6	14	4	41
女	1	3	0	3	1	0	8
合計	4	11	6	9	15	4	49